

10月～12月は 滞納整理強化期間！

町では、10月から12月までの3カ月間を町税の「滞納整理強化期間」とし、税収確保と納税率向上のため滞納整理の取り組みを強化します。

公平性を保つため、正当な理由なく町税を滞納している方には、催告や財産の差し押さえを積極的に行います。

▶町税は納期限内に納付しましょう

町税は、定められた納期限内に、自主的に納付していただくのが原則です。

▶税金を滞納すると

納期限を過ぎても納付が確認できない場合は、督促状を発送します。督促後も完納しない場合は、財産等を調査し、財産等が発見された場合は法律に基づき滞納処分(差し押さえ等)を行います。

▶納付できない事情があるときは

税務課では、やむを得ない事情により納期限内に税金を納めることが困難な方の相談を受け付けていますので、早めにご相談ください。

☎ 税務課 ☎ 581・2121内線153・157・158

滞納処分に関するQ&A

- Q 滞納処分とは何ですか？
- A 税金について、督促後も完納しない場合に行う強制徴収手続きで、差し押さえや搜索などがあります。
- Q 事前に連絡なく財産を差し押さえられました。連絡はないのですか？
- A 納期限を過ぎても納付がない方には督促状を発送していますので、滞納処分前の連絡は行いません。また、督促状発送後も、電話催告や催告書等により納税についてのお知らせを行っています。
- Q 少額滞納しかしていないのに、勤務先に給与照会が届いたため、勤務先の方に滞納があることが知られてしまいました。なぜこのようなことをするのですか？
- A 滞納税額の多少にかかわらず、滞納がある方に対して、法律に基づいて、財産調査の一環として給与照会を行っています。
- Q 滞納税を分割納付したいのですが、金額や納付ペースは自分で決められますか？
- A 滞納税は一括納付が原則ですが、失業等やむを得ない事情がある場合、早めにご相談ください。収入状況等を聞き取りし、分割の回数や金額、納付方法をご相談のうえ決定します。

うつ病のサインに気付いていますか？

うつ病は「気分の落ち込み」や「何をしても楽しめない」といった精神症状と共に「眠れない」、「食欲がない」、「疲れやすい」といった身体症状があり、誰でもかかりうる、身近な病気です。一方でうつ病のサインは、自分ではなかなか気付きにくいものです。ここでは、うつ病のサイン(気付きのポイント)についてお伝えします。

うつ病のサイン

体の面

- 睡眠の変化 ⇒ 眠れない、過度に眠い など
- 食欲の変化 ⇒ 食欲がない、食べてもおいしくない、食欲が急に増えた など
- 体調の変化 ⇒ 体がだるい、頭痛や肩こり など

心の面(周囲が感じるサイン)

- 表情が暗い、自分を責めてばかりいる、涙もろくなった、落ち着きがない など

その他の面

- 飲酒量が増えた、会社等に欠勤・遅刻することが増えた など

うつ病のサインに自分自身で気付いたり、家族や職場の同僚など近くにいる方が気付いたら、まず心身の休養、ゆっくりと休める環境づくりが大切です。また、専門医の適

10月11日～17日は

精神保健福祉普及運動期間です！

精神保健福祉普及運動とは…
地域社会における精神保健および精神障害者の福祉に関する理解を深め、精神障害者の早期治療ならびにその社会復帰および自立と社会参加を促進します。

切な治療を受けることで、症状が緩和されていきます。町では、毎月「こころの健康相談」を実施しています。まずはお気軽にご相談ください。詳細は本誌13頁をご覧ください。

自立支援医療費の給付・精神障害者保健福祉手帳制度

こころの病気にはうつ病のほかに、統合失調症、アルコール依存、薬物依存、認知症等、医療機関への定期的な通院および服薬が必要なものがあり、時には長期にわたる治療を要します。そのため、経済的負担を軽減する「自立支援医療費(精神通院医療)の給付」や、長期にわたり日常生活または社会生活の制約がある方が受けられる「精神障害者保健福祉手帳制度」があります。いずれの制度も、認定を受ける必要がありますので、詳しくは福祉課(☎581・2121内線125)へお問い合わせください。

☎ 健康づくり課 ☎ 581・2121内線211・212

“もったいない” 食品ロスを減らそう！

☎ 生活環境エコタウン課 ☎ 581・2121内線221

食品ロスを減らさなくてはいけない3つの理由

1 環境への負荷を減らすため

食品ロスは大部分が生ごみとして焼却処理されます。生ごみは水分を多く含む燃えにくい材料、焼却には多くの燃料を必要とし、二酸化炭素の排出量を増やします。

2 食料の安定供給のため

日本の食料自給率(カロリーベース)は38%で先進国の中では最低水準となり、多くの食料を輸入に頼っています。安定的な食生活を送るためには、食品・食材を無駄なく大切に使うことが重要です。

3 もったいないと思う心を養うため

「もったいない」発祥の日本で、大量の食べ物が捨てられています。大量生産・大量消費の結果、食べ残したものを捨てることへの抵抗感が少なくなりました。食べ物を大切にする気持ち、生産者を尊敬する気持ちを見直して、きれいに残さず食べることで、感謝する心を養いましょう。



▶食品ロスってなあに？

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本では、年間600万トンを超える食品が「ごみ」として捨てられています。国民1人当たりで換算すると、毎日お茶碗1杯分のご飯の量を捨てていることになります。

▶食品ロスの3つの要因

- ① 過剰除去 … 野菜の皮の厚むきなど、食べられる部分まで過剰に除去してしまう。
- ② 直接廃棄 … 賞味期限切れの理由で食べずに捨ててしまう。
- ③ 食べ残し … 食べ残して捨ててしまう。



食品ロスを減らすには、皆さん一人一人が、「もったいない」の気持ちで、今一度食品と向き合い、食品を使い切ることを意識して生活していくことが大切です。

町施設の温室効果ガス排出量を公表します！

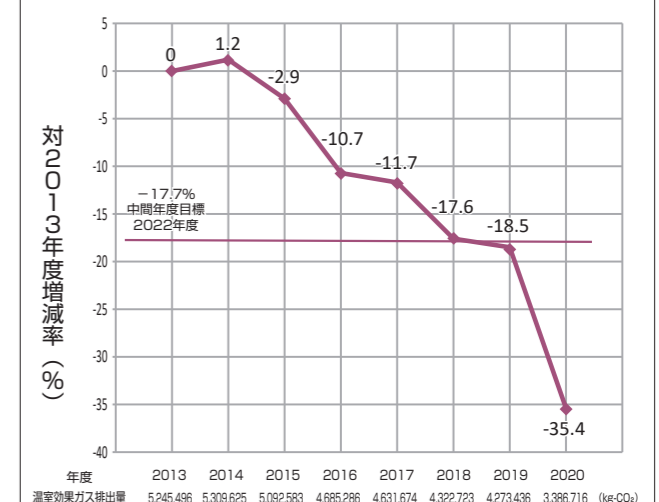
☎ 生活環境エコタウン課 ☎ 581・2121内線224

町では「寄居町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、地球温暖化の大きな要因である温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、その達成に向けた取り組みを行っています。

このたび、令和2(2020)年度の町施設の温室効果ガスの排出量を次のとおり公表します。

基準年度(2013年度)	中間年度目標(2022年度)	2020年度実績	結果
0%	基準年度比 -17.7%	基準年度比 -35.4%	2020年度の温室効果ガス排出量は3,386,716kg-CO ₂ となり、2019年度の4,273,436kg-CO ₂ と比べ、886,720kg-CO ₂ の削減となりました。その結果、2019年度に比べ対2013年度増減率が16.9ポイント減少しました。

町施設の温室効果ガス排出量の推移



今後とも町では、令和12(2030)年度(計画最終年度)の目標である、対平成25(2013)年度増減率-40.1%に向け、地球温暖化対策を推進していきます。